

(平成29年2月17日提出)

平成29年2月議会定例会議案  
(平成28年度分)

新 潟 市



## 平成29年2月議会定例会議案（平成28年度分）

### 目 次

議案第157号	平成28年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第158号	平成28年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	10
議案第159号	平成28年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算	13
議案第160号	平成28年度新潟市公債管理事業会計補正予算	16
議案第161号	平成28年度新潟市病院事業会計補正予算	19
議案第162号	新潟市中央卸売市場事業財政調整基金条例の制定について	20
議案第163号	新潟市市税条例等の一部改正について	22
議案第164号	教育に関する事務の受託の廃止について	32
議案第165号	権利の放棄について	33
議案第166号	財産の取得について	34
議案第167号	財産の処分について	35
議案第168号	契約の締結について	36
議案第169号	指定管理者の指定について	37



議案第157号

**平成28年度新潟市一般会計補正予算（第8号）**

平成28年度新潟市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,689,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ378,201,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		120,606,737	802,339	119,804,398
	1 市民税	52,068,311	775,248	51,293,063
	2 固定資産税	48,560,049	27,091	48,532,958
3 利子割交付金		171,694	84,035	87,659
	1 利子割交付金	171,694	84,035	87,659
6 地方消費税交付金		15,928,311	1,432,000	14,496,311
	1 地方消費税交付金	15,928,311	1,432,000	14,496,311
15 分担金及び負担金		3,525,019	32,000	3,493,019
	1 分担金	165,195	32,000	133,195
17 国庫支出金		59,948,374	633,873 382,864	60,199,383
	1 国庫負担金	36,163,025	459,756	36,622,781
	2 国庫補助金	23,538,483	174,117 382,864	23,329,736
18 県支出金		19,000,403	229,877 578,678	18,651,602
	1 県負担金	11,281,196	229,877	11,511,073
	2 県補助金	5,835,046	578,678	5,256,368

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		4,663,671	1,892,533	6,556,204
	1 他会計繰入金	2,181	1,807,433	1,809,614
	2 基金繰入金	4,661,490	85,100	4,746,590
22 繰越金		648,600	53	648,653
	1 繰越金	648,600	53	648,653
23 諸収入		28,583,559	8,100	28,575,459
	5 雑入	1,086,588	8,100	1,078,488
24 市債		59,566,500	2,488,000 234,800	61,819,700
	1 市債	59,566,500	2,488,000 234,800	61,819,700
歳 入 合 計		376,512,036	5,244,336 3,554,816	378,201,556

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		45,927,011	1,817,640 310,258	47,434,393
	1 総務管理費	41,671,093	1,817,640 282,258	43,206,475
	3 戸籍住民基本台帳費	568,270	28,000	540,270
3 民生費		114,598,045	933,927 864,524	114,667,448
	1 社会福祉費	15,719,050	379,364	15,339,686
	2 児童福祉費	38,833,534	138,763	38,972,297
	3 障がい福祉費	18,644,021	795,164	19,439,185
	5 老人福祉費	23,331,239	485,160	22,846,079
4 衛生費		25,463,530	264,535 27,466	25,700,599
	1 保健衛生費	14,420,817	264,535 7,466	14,677,886
	2 清掃費	11,042,713	20,000	11,022,713
6 農林水産業費		9,039,499	44,000 355,323	8,728,176
	1 農業費	4,531,712	40,000 150,239	4,421,473
	2 農地費	3,472,749	4,000 173,000	3,303,749
	3 水産業費	1,035,038	32,084	1,002,954



款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		19,065,011	176,568	18,888,443
	1 商業費	17,349,439	113,568	17,235,871
	2 工業費	1,715,572	63,000	1,652,572
8 土木費		67,939,603	942,980 103,312	68,779,271
	2 道路橋りょう費	28,635,874	942,980	29,578,854
	3 港湾空港費	566,405	30,715	535,690
	5 公園緑地費	3,049,743	72,597	2,977,146
10 教育費		29,023,948	255,428 89,884	29,189,492
	1 教育総務費	5,477,200	5,288 56,000	5,426,488
	2 小学校費	11,779,894	60,000	11,839,894
	3 中学校費	4,237,926	169,956	4,407,882
	7 生涯学習費	2,917,590	11,000	2,928,590
	8 保健給食費	2,425,055	9,184 33,884	2,400,355
11 公債費		43,610,708	641,655	42,969,053
	1 公債費	43,610,708	641,655	42,969,053
歳 出 合 計		376,512,036	4,258,510 2,568,990	378,201,556

## 第2表 繰越明許費補正

### 1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	中央区役所庁舎整備事業	770,000
		山の下まちづくりセンター改修事業	60,000
		内野地区集会施設建設事業	25,000
		黒崎出張所改修事業	27,380
		コミュニティ施設整備事業	24,590
		市民芸術文化会館大規模改修事業	164,037
		鉄道文化魅力発信事業	144,000
		歴史博物館改修事業	16,000
		市民プラザ改修事業	69,000
	体育施設整備事業	25,317	
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度関係事業費	61,034
3 民生費	2 児童福祉費	私立保育園等の整備	47,005
	5 老人福祉費	小規模多機能型居宅介護拠点整備事業	39,500
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計出資金	50,000
6 農林水産業費	1 農業費	強い農業づくり交付金事業	623,000
		畜産競争力強化対策整備事業	91,000
	2 農地費	農業基盤整備促進事業	6,099
		農地耕作条件改善事業	30,410
		団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業費補助金	5,000
		農道安全施設修繕事業	4,000
		濁川排水機場整備事業	19,500
3 水産業費	漁港整備事業	289,206	
8 土木費	4 都市計画費	新たな交通推進事業	99,964
	5 公園緑地費	公園緑地事業	225,000
10 教育費	2 小学校費	新通小学校分離新設校建設事業	191,210
	7 生涯学習費	生涯学習施設改修事業	18,000
	8 保健給食費	学校給食センター改修事業	9,800

## 2 変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業	4,660,000	7,237,038
	4 都市計画費	街路事業	100,000	271,658
		新潟駅周辺地区整備事業	3,868,000	9,220,739
	7 建築費	住宅・建築物耐震改修等補助事業	19,550	29,518
10 教育費	2 小学校費	大規模改造事業	3,711,127	3,771,127
	3 中学校費	大規模改造事業	1,295,873	1,465,829

### 第3表 地方債補正

#### 1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農道整備事業費	3,000	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
減収補てん費	1,071,100	又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

## 2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	1,254,400	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	1,893,200	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
情報通信機器整備事業費	115,400	又は債券	利率見直し	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法	20,700	又は債券	利率見直し	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法
コミュニティ施設整備事業費	541,800	発行(他	入れる場合	により, 毎年度1期又は2期に償還する。ただし, 財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し, 償還年限を短縮し, 又は低利債に借り換えることができる。	549,400	発行(他	入れる場合	により, 毎年度1期又は2期に償還する。ただし, 財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し, 償還年限を短縮し, 又は低利債に借り換えることができる。
文化施設整備事業費	790,800	の地方公共団体	金及び地方公共団体金		894,900	の地方公共団体	金及び地方公共団体金	
体育施設整備事業費	5,100	共同融	融機構資金		7,800	共同融	融機構資金	
老人福祉施設整備事業費	102,400	の共同	率の見直し		40,400	の共同	率の見直し	
農村振興総合基盤整備事業費	23,500	行を	においては		20,000	行を	においては	
県営土地改良事業費負担金	601,300	含む。)	当該見直し後の利率)		539,200	含む。)	当該見直し後の利率)	
農業基盤整備促進事業費	51,700				48,600			
漁港整備事業費	240,400				226,000			
道路橋りょう整備事業費	14,826,000				15,062,300			
急傾斜地整備事業費	7,300				10,300			
新潟空港整備事業費負担金	218,500				190,800			
公園緑地整備事業費	609,600				544,600			
中学校大規模改造事業費	1,336,500				1,352,100			
臨時財政対策費	22,248,800				22,752,300			

議案第158号

**平成28年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第4号）**

平成28年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422,746千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,337,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		17,864,444	2,481	17,866,925
	1 国庫負担金	13,731,443	1,877	13,733,320
	2 国庫補助金	4,133,001	604	4,133,605
5 療養給付費等交付金		1,580,932	185,598 5,141	1,761,389
	1 療養給付費等交付金	1,580,932	185,598 5,141	1,761,389
7 県支出金		3,986,926	482	3,987,408
	2 県補助金	3,347,894	482	3,348,376
10 繰越金		1,022	238,994	240,016
	1 繰越金	1,022	238,994	240,016
12 財産収入			332	332
	1 財産運用収入		332	332
歳入合計		90,914,797	427,887 5,141	91,337,543

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者支援金等		9,588,697	726	9,589,423
	1 後期高齢者支援金等	9,588,697	726	9,589,423
9 諸支出金		84,190	421,688	505,878
	1 償還金及び還付加算金	84,190	421,688	505,878
11 基金積立金			332	332
	1 基金積立金		332	332
歳 出 合 計		90,914,797	422,746	91,337,543



議案第159号

**平成28年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）**

平成28年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,588,232千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,968,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		117,639	2,701,800	2,819,439
	2 財産売払収入		2,701,800	2,701,800
3 繰入金		707,109	113,568	593,541
	1 他会計繰入金	707,109	113,568	593,541
歳入合計		1,380,290	2,701,800 113,568	3,968,522

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		482,715	1,807,433	2,290,148
	1 市場費	482,715	1,807,433	2,290,148
4 諸支出金			80,799	80,799
	1 償還金		80,799	80,799
5 基金積立金			700,000	700,000
	1 基金積立金		700,000	700,000
歳 出 合 計		1,380,290	2,588,232	3,968,522

議案第160号

**平成28年度新潟市公債管理事業会計補正予算（第1号）**

平成28年度新潟市の公債管理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ641,655千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,902,953千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		43,830,708	641,655	43,189,053
	1 他会計繰入金	43,590,708	641,655	42,949,053
歳入合計		54,544,608	641,655	53,902,953

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		54,544,608	641,655	53,902,953
	1 公債費	54,544,608	641,655	53,902,953
歳 出 合 計		54,544,608	641,655	53,902,953

議案第161号

**平成28年度新潟市病院事業会計補正予算（第2号）**

（総則）

第1条 平成28年度新潟市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度新潟市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	24,452,232	215,644	24,667,876
第1項 医業収益	20,567,439	215,644	20,783,083

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	24,259,433	288,653	24,548,086
第1項 医業費用	23,606,378	219,130	23,825,508
第4項 特別損失	10,000	69,523	79,523

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第 162 号

### 新潟市中央卸売市場事業財政調整基金条例の制定について

新潟市中央卸売市場事業財政調整基金条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市中央卸売市場事業財政調整基金条例

(設置)

第 1 条 中央卸売市場事業の健全な財政運営に資するため、新潟市中央卸売市場事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、中央卸売市場事業会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、中央卸売市場の大規模な建設事業に要する費用の不足等中央卸売市場事業の財政運営に支障を生ずる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定め



る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第163号

### 新潟市市税条例等の一部改正について

新潟市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市市税条例等の一部を改正する条例

(新潟市市税条例の一部改正)

第1条 新潟市市税条例(昭和37年新潟市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第46条第2項第1号中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は)」を「法人番号(」に改める。

第136条の3第2項第1号中「, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては, 住所及び氏名又は名称)」を「又は事務所若しくは事業所の所在地, 氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては, 住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第146条の12第2項第1号中「個人番号又は」を削る。

附則第5条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に, 「平成31年」を「平成33年」に改める。

(新潟市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年新潟市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り, 同条の前に見出しとして「(新潟市市税条例の一部改正)」を付し, 同条のうち新潟市市税条例第8条の改正規定を削り, 同条例第9条各号列記以外の部分の改正規定中「「第63条の2第1項」の次に「, 第76条の7第1項」を加え, 」を削り, 同条第2号及び第3号の改正規定中「, 「第94条第1項」を「第76

条の7第1項の申告書，第94条第1項」に改め」を削り，同条例第23条，第23条の2及び第76条の改正規定，同条例第76条の2を第76条の3とし，第76条の次に1条を加える改正規定，同条例第76条の3の次に6条を加える改正規定，同条例第77条から第79条まで及び第81条から第87条までの改正規定並びに同条例附則第13条の次に5条を加える改正規定を削り，同条例附則第14条の改正規定を次のように改める。

附則第14条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え，同項の表第78条第2号アの項中「第78条第2号ア」を「第2号ア」に改め，同条第2項中「規定する」を「掲げる」に，「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に，「において，平成28年度分」を「には，平成29年度分」に改め，「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え，同項の表第78条第2号アの項中「第78条第2号ア」を「第2号ア」に改め，同条第3項中「規定する」を「掲げる」に，「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に，「において，平成28年度分」を「には，平成29年度分」に改め，「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え，同項の表第78条第2号アの項中「第78条第2号ア」を「第2号ア」に改め，同条第4項中「規定する」を「掲げる」に，「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に，「において，平成28年度分」を「には，平成29年度分」に改め，「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え，同項の表第78条第2号アの項中「第78条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 新潟市市税条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第63条の2第1項」の次に「，第76条の7第1

項」を加え、同条第2号及び第3号中「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書、第94条第1項」に改める。

第23条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第23条の2第1項中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

第76条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第76条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては、前項」を「には、第1項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第76条の2を第76条の3とし、第76条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第76条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためそ

の他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第76条の3の次に次の6条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第76条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第76条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第76条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない

い。

(環境性能割の申告納付)

第76条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第76条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の規定によつて過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第76条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第86条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第77条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げ

る軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額3,600円

(イ) 三輪のもの 年額3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円

(イ) その他のもの 年額5,900円

第79条（見出しを含む。）、第81条（見出しを含む。）及び第82条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第83条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「申告書に」を「申告書を」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第76条第2項」を「第76条の2第1項」に改める。

第84条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第76条第2項の」を「第76条の2第1項に」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第86条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち、必要があると認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第85条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第76条の2」を「第76条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第13条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第13条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章の規定にかかわらず、新潟県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第13条の3 市長は、当分の間、第76条の9の規定にかかわらず、新潟県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第13条の4 第76条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「新潟県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第13条の5 市は、新潟県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行



うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として新潟県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の5第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第14条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第14条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第2号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)」並びに同条例第37条を「,第37条」に、「第3条(次号)」を「第3条(第5号)」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 第1条中新潟市市税条例附則第14条の改正規定及び附則第3条の2の規定

平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

- (5) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成27年新潟市条例第40号）附則第5条第7項の表第9条第3号の項の改正規定（「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書，第94条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し，同条中第3項を削り，第4項を第3項とし，同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の新潟市市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第23条及び第23条の2第1項の規定は，附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

附則第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第14条の規定は，平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附則第4条の見出しを削り，同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に，「附則第1条第3号」を「附則第1条第5号」に改め，同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に，「平成29年度」を「平成32年度」に，「平成28年度分」を「平成31年度分」に改める。

附 則

この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第1条中新潟市市税条例第46条第2項第1号, 第136条の3第2項第1号  
及び第146条の12第2項第1号の改正規定 平成29年4月1日

議案第164号

**教育に関する事務の受託の廃止について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により，五泉市から受託した新潟市と五泉市との教育に関する事務の委託を廃止するものとする。

廃止の時期 平成29年3月31日

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第 165 号

### 権利の放棄について

次のとおり権利の放棄をするものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

新潟市長 篠田 昭

#### 1 相手方

別表に掲げる者をそれぞれ相手方とする。

#### 2 内容

別表の相手方の欄に掲げる者に対しそれぞれ同表の債権名の欄に掲げる権利を放棄する。

#### 3 債権額

別表に掲げる債権額のとおり

#### 4 放棄する額

別表に掲げる債権額及びこれに係る放棄をする日の前日までに発生する全ての利子、  
遅延損害金及び延滞金

別表

相手方	債権名	債権額
新潟市中央区稲荷町 3 5 2 7 番地市営 住宅 6 1 4 号 皆川 京子	生活保護費返還金 生活保護費徴収金	4,551,525 円
新潟市中央区秣川岸通 2 丁目 2 3 7 2 番地 2 金子 ヨイ子	生活保護費徴収金	4,625,000 円

議案第166号

**財産の取得について**

次の財産を買い入れるものとする。

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

財産名	財産の表示	買い入れる床面積
建 物	1棟の建物の表示 新潟市中央区西堀通六番町86 6番地6ほか 鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨 鉄筋コンクリート造陸屋根地下 3階付21階建 延床面積36,710.13平 方メートル	専有する床面積 7,311.03平方メートル 共用する床面積 8,759.36平方メートル

議案第167号

**財産の処分について**

次の財産を売り払うものとする。

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

財産名	所在地	数量
土地	新潟市中央区上所3丁目354番 10	37,098.17平方メートル

議案第168号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市民芸術文化会館大規模改修工事（第1期）	340,200,000円	新潟市中央区一番堀通町3番地10 株式会社 福田組 代表取締役社長 太田 豊彦



議案第169号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン	新潟市秋葉区小須戸893番地1	花とみどりのシンボルゾーン管理組合	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで